

# パブリックコメント

制度で

市民のみなさん  
のお声を、お聴  
かせください。

## 募集期間

令和6年（2024年）  
12月27日（金）から

令和7年（2025年）  
1月30日（木）まで

パブリック・コメント制度は、  
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから  
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう  
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

すべての市民が  
いつまでも健康で安心して  
暮らせるまちをめざして

宝塚市では、

## 健康たからづか21(第3次)(案)

について、市民のみなさんからのご意見  
を募集しています。



（お問合せ先）  
〒665-0827 宝塚市小浜4丁目4番1号  
宝塚市立健康センター（健康福祉部健康推進課）  
Tel 0797-86-0056 Fax 0797-83-2421

## 健康たからづか 21(第3次)(案)への意見募集について

### 1 健康たからづか 21(第3次)(案)とは

健康たからづか 21(第3次)(案)は、すべての市民がいつまでも健康で安心して暮らせるまちを目指すことを基本理念として策定します。計画期間は令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間です。

### 2 健康たからづか 21(第3次)(案)策定の経過

この計画(案)の策定にあたり、令和5年(2023年)12月に宝塚市健康づくり審議会に計画策定に関する諮問をし、知識経験者1名、保健医療の関係者5名、市内の公共的団体等の代表者6名、公募による市民3名、関係行政機関の職員2名の合計17名の委員で、4回の審議が行われました。

### 3 健康たからづか 21(第3次)(案)のポイント

#### (1) 趣旨・目的・背景

市民の健康づくりを推進するための計画である「健康たからづか 21(第2次後期計画)」が令和6年度(2024年度)で終了すること、国が「健康日本 21(第3次)」を、兵庫県が「兵庫県健康づくり推進実施計画(第3次)」を策定したことを受け、社会情勢の変化や新たな健康課題に対応し、宝塚市民のさらなる健康づくりを推進するための計画として策定します。

本計画は、健康増進法に定める市町村の健康増進計画として位置づけ、策定に当たっては、「第6次宝塚市総合計画」を上位計画とし、宝塚市地域福祉計画や宝塚市地域包括ケア推進プランなど本計画に関連する計画との整合性を図ります。

#### (2) 考え方・論点

前計画と同様、健康寿命の延伸を総合目標とし、「ライフステージに応じた健康づくりの推進」、「重点的に取り組む3つの分野(生活習慣病予防等・歯及び口腔・こころの健康づくり)ごとの健康づくりの推進」、「個人の健康づくりを社会全体で支援するための環境整備の推進」、「健康危機事案への対応」の4つの基本方針に基づく健康づくりを推進することで、基本理念の実現を目指します。

前計画の内容を深化させ、次世代(妊産婦・子ども)・成人期・高齢期をつないで健康づくりを考えるライフコースアプローチ、健康に関心の薄い者など幅広い世代に対するアプローチ、科学的根拠に基づく新たな情報やICTの活用により、効果的な取組を実施していきます。

また、概要版は、計画の概要と合わせ、各健康課題に対する市民自らの健康づくりと市の取組をイラストと共に記載し、それぞれの望ましい取組が分かるよう作成しています。

#### 4 意見募集の目的

本計画（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、本計画（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 健康たからづか 21(第3次)（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 健康たからづか 21(第3次)（案）の概要
- ④ 健康たからづか 21(第3次)（案）

#### 5 健康たからづか 21(第3次)（案）の公表方法について

本計画（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

(1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

ア 健康・福祉 > 健康 > 健康たからづか 21(第3次)（案）に対する意見募集（パブリック・コメント）について

イ トップページから「健康たからづか 21(第3次)（案）」で検索するか、または「検索用 ID：1027710」を入力し検索することもできます。



二次元コード

(2) 市の窓口

宝塚市立健康センター、市役所市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、各公民館等で公表しています。

#### 6 意見の募集期間

令和6年（2024年）12月27日（金）から  
令和7年（2025年）1月30日（木）まで

#### 7 意見の提出方法

(1) 別紙「意見提出用紙」による提出

必要事項や案に関する意見を記載し、宝塚市立健康センター（健康推進課）の窓口に持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により提出してください。

任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

## (2) 電子申請による提出

兵庫県電子申請共同運営システム（e-ひょうご）から提出してください。

URL：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1733122118826>



二次元コード

## (3) 募集期限

ア 郵送・ファクシミリ・電子メール・電子申請により提出する場合

令和7年（2025年）1月30日（木）必着

イ 窓口に持参して提出する場合

令和7年（2025年）1月30日（木）17時30分まで

正確な聴き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

## 8 提出先・問い合わせ先

〒665-0827 宝塚市小浜 4-4-1 「宝塚市立健康センター」※

（市役所庁舎内ではありませんので、ご注意ください。）

電話番号 0797-86-0056（直通）

ファクシミリ 0797-83-2421

電子メールアドレス m-takarazuka0045@city.takarazuka.lg.jp

※ 宝塚市立健康センターは、宝塚市立病院の西側にある2階建の建物です。

## 9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、宝塚市立健康センター、市役所市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション、各公民館等で配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

## 10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

健康たからづか 21 (第 3 次) (案) に対する意見

○氏名または名称 \_\_\_\_\_

○住所または所在地 \_\_\_\_\_

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤  市内在学  その他

○連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_ (メールアドレス) \_\_\_\_\_

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

健康たからづか 21 (第 3 次) (案) の全般に関すること

特定の部分に関すること

\_\_\_\_\_ページの\_\_\_\_\_行目からの部分

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。  
その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】 令和 7 年 (2025 年) 1 月 30 日 (木) 必着

【お問い合わせ・提出先】 宝塚市立健康センター 健康福祉部健康推進課

〒665-0827 宝塚市小浜 4-4-1

TEL : 0797-86-0056 FAX : 0797-83-2421

E-mail : m-takarazuka0045@city.takarazuka.lg.jp